

【名取市税よもやまばなし・第35回】

今回は、【扶養控除】のお話です。

タックス君： 確定申告について両親が話し合っていたよ。両親のどちらが僕の妹を扶養するかによって、互いの所得税・住民税額が変わる場合があるみたい。

税子さん： おそらく扶養控除についてだね。

タックス君： 扶養控除を父と母の両者に適用することはできないの？

税子さん： 被扶養者1人に対し、扶養者が重複することは認められていないのよ。

タックス君： 申告する際は注意しないとイケないね。ちなみに僕の祖父母は名取市外に住んでいるんだけど、同居していない親族を扶養することはできるの？

税子さん： 同居は必要条件ではないみたいよ。扶養条件の詳細については国税庁のホームページを参考にしてみてね。

タックス君： なるほど。扶養控除の申告をする上で他に気を付ける点はあるかな？

税子さん： 申告書にある被扶養者の記載欄には、生年月日・個人番号も忘れずに記入することね。

タックス君： わかったよ。両親にも話してみるね。

扶養控除等の詳細については国税庁のホームページをご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1180.htm>
(国税庁 No.1180 扶養控除)

このページに関するお問い合わせ先



名取市総務部税務課市民税係

電話 022-724-7114